

再生可能エネルギー発電事業の手引き

(栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業
との調和に関する条例にかかる事業実施の手引き)

令和3年7月

(令和4年4月改訂)

(令和5年7月改訂)

宮城県栗原市

この手引きにおいて、栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を「条例」、栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則を「規則」として説明しています。

目次

1. 条例制定の背景	3
2. 条例の目的、基本理念と責務	4
3. 用語解説	5
4. 条例の適用を受ける事業	6
5. 抑制区域について	7
6. 発電事業に関する手続き	
(1) 全体の流れ	9
(2) 発電開始までの手続き	10
(3) 事業計画変更等の手続き	14
(4) 工事中止・再開の手続き	15
(5) 事業承継の手続き	16
(6) 発電設備等の適切な維持管理及び報告について	17
(7) 事業終了の手続き	18
(8) 報告、立入調査、助言及び指導について	19
(9) 勧告及び公表について	20
7. 条例の適用について	21

1. 条例制定の背景

国では、環境へ負荷の少ない循環型社会構築に向け、再生可能エネルギーの普及を図ってきました。一方で、発電設備の設置については、不十分な施工による災害発生への恐れや、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然や景観破壊、事業終了後の設備放置の懸念等が課題となっております。

市内においても、太陽光発電をはじめ発電事業が数多く実施、計画されており、このことから市では自然や景観、地域住民、災害などに配慮した適正な再生可能エネルギー事業とするため、条例を制定しました。

条例の概要については、事業計画の協議段階から、事業終了後の廃止・設備処分までの事業期間について、市・事業者・市民の責務などの必要な事項について定め、事業者による事業実施前の住民等への説明や、助言、指導、勧告及び公表など市の権限等を規定しているものになります。

また、台風等の災害の際に、再生可能エネルギー発電施設を起因とした二次被害に対する懸念が高まっていることを受けて、これから工事に着手する事業者に対して、設備等の適切な管理及び災害時の対応や、市への報告義務等について規定するため、条例を改正しました。

これにより、環境破壊及び地域住民とのトラブル等を防ぎ、発電設備の適切な維持管理を促しながら、事業者へ適切な事業実施の推進を図ってまいります。

2. 条例の目的、基本理念と責務

市は、「事業者による再生可能エネルギー発電事業に関し必要な事項を定めることにより、発電事業と地域との調和を図り、もって地域住民等の安全安心な生活と環境の保全に寄与すること」を目的とし、「市の緑豊かな美しい自然環境、景観その他安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恩恵を享受することができるよう、市民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない」を基本理念としています。（条例第1条、第2条）

この条例では、市、事業者、市民の責務について、以下のように定めています。

【市の責務】（条例第4条）

- ・基本理念にのっとり、この条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない

【事業者の責務】（条例第5条）

- ①関係法令及びこの条例を遵守するとともに、市の緑豊かな美しい自然環境、景観、災害の防止その他安全安心な生活環境に十分配慮し、住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない
- ②再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければならない
- ③事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を廃止しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければならない（事業を終了した際に市長から有効活用の推進を求められた場合は除く）

【市民の責務】（条例第6条）

- ・基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない

3. 用語解説

条例及び規則では、用語の意義を以下のように定めています。(条例第3条、第5条、第10条、附則、規則第6条)

再生可能エネルギー源	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定する再生可能エネルギー源 ①太陽光 ②風力 ③水力 ④地熱 ⑤太陽熱 ⑥大気中の熱その他の自然界に存する熱 ⑦バイオマス
再生可能エネルギー発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く）
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備の設置（これらを設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む）を含む） ・上記設備による発電を行う事業 ○分割された事業が、実質的に一体と認められる場合は一つの事業として手続き（発電出力を合算する等）を行う（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則や電気事業法施行規則等の考え方を準用する）
工事	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を計画し、これを実施する者（国及び地方公共団体を除く）
事業区域	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む）の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域
再生可能エネルギー発電設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備及び事業区域
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物
行政区	<ul style="list-style-type: none"> ・栗原市行政区長等設置条例（令和元年栗原市条例第37号）第2条に規定する行政区
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域を含む行政区及び当該行政区に隣接する行政区
住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内に居住する者及び所在する法人その他の団体並びに地域内に土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者で、事業により影響を受けると認められるもの
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物
事業に着手する日	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」という）第9条第1項の規定による申請をしようとする日 ・上記の申請をしない場合は、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事の着手予定日
既存事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年7月1日において、再エネ特措法第9条第1項の申請をしている事業者であって、工事に着手していないものを行う事業者

4. 条例の適用を受ける事業

この条例の規定は、発電出力10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業に適用されます。条例施行後に着手している事業について、既存の10キロワット未満の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、発電出力10キロワット以上となる場合も適用されます。

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業において、建築物の屋根又は屋上で行う事業や抑制区域以外に設置する発電出力50キロワット未満の事業は除きます。(条例第7条)

○分割された事業について、実質的に一体と認められる場合は一つの事業として、合算した発電出力とします。

【発電出力等による条例の適用状況】

発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の発電
	建築物の屋根又は屋上	左記以外		
		抑制区域以外	抑制区域	
50kW以上		○	○	○
50kW未満 ↳ 10kW以上			○	○
10kW未満				

○ は条例の適用を受ける事業

※再エネ特措法第9条第1項の規定による申請済みであっても、令和5年7月1日以後に工事に着手する事業については条例の対象になります。着手時期による条例の適用について、詳しくは21ページをご覧ください。

5. 抑制区域について

栗原市では再生可能エネルギー発電事業において、事業者に対し事業の抑制を求めることができる区域を「抑制区域」として、規則で指定しています。(条例第8条、規則第3条)

事業を計画する際には、事前に確認先へ該当状況を確認し、抑制区域を事業区域に含めないように努めてください。

【抑制区域（1／2）】

区域名	
内容	関係法令 確認先
(1) 地すべり防止区域	
地すべり地域で、公共の利害に密接な関連を有する区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所行政班
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	
急傾斜地で、その崩壊により居住者等に被害のおそれのある区域等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所行政班
(3) 土砂災害警戒区域	
土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりが生じるおそれのある区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所行政班
(4) 土砂災害特別警戒区域	
(3)のうち、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所行政班
(5) 国定公園	
優れた自然の風景地 (栗駒国定公園)	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号 宮城県北部地方振興事務所栗原地域振興事務所森林管理班
(6) 鳥獣保護区	
野生鳥獣の保護を図るため、狩猟を禁止している区域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項 宮城県北部地方振興事務所栗原地域振興事務所森林管理班

【抑制区域（2／2）】

区域名	
内容	関係法令 確認先
（7）農用地区域	
概ね10年以上の長期にわたり、農業上の利用を確保すべき土地の区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号 栗原市農林振興部農業政策課
（8）保安林	
水源の涵養等の公益目的を達成するために、伐採や土地の形質の変更等が規制される区域	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項 宮城県北部地方振興事務所栗原地域振興事務所森林管理班
（9）河川区域	
河川の流水が継続している土地等や堤防敷の区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所行政班
（10）河川保全区域	
河川区域に隣接しており、堤防や河川管理施設を保全するための区域	河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所行政班
（11）砂防指定地	
山腹崩壊等により土砂等の生産、流送、堆積が顕著となるおそれのある区域等	砂防法（明治30年法律第29号）第2条 宮城県北部土木事務所栗原地域事務所行政班
（12）周知の埋蔵文化財包蔵地	
土地に埋蔵されている文化財のある土地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項 栗原市教育委員会教育部文化財保護課
（13）史跡名勝天然記念物が所在する土地（国指定、県指定、市指定）	
記念物のうち重要なもので、国、県、市に指定を受けているものが所在する土地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項 文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項 栗原市文化財保護条例（平成17年栗原市条例第128号）第30条第1項 栗原市教育委員会教育部文化財保護課

6. 発電事業に関する手続き

(1) 全体の流れ

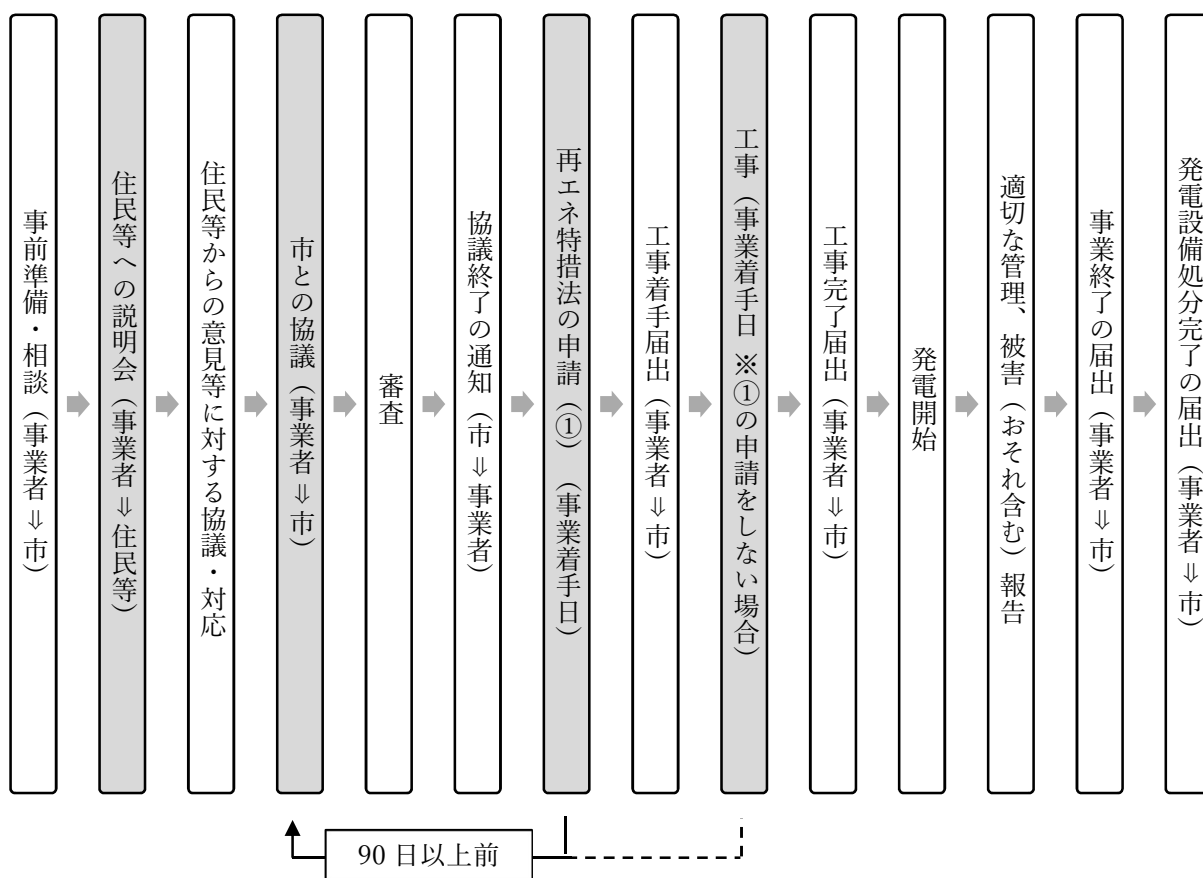
条例では住民等への説明会の開催と、市との協議を事業者の義務として定めています。

事業者の標準的な手続きの流れとしては、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、事業に着手しようとする日の90日前までに市と協議しなければなりません。

市との協議終了後、再エネ特措法の規定による申請や工事等を行い、発電を開始することになります。

発電を終了した後は、発電設備を速やかに撤去し、適正に処分を行っていただきます。

【標準的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続き】



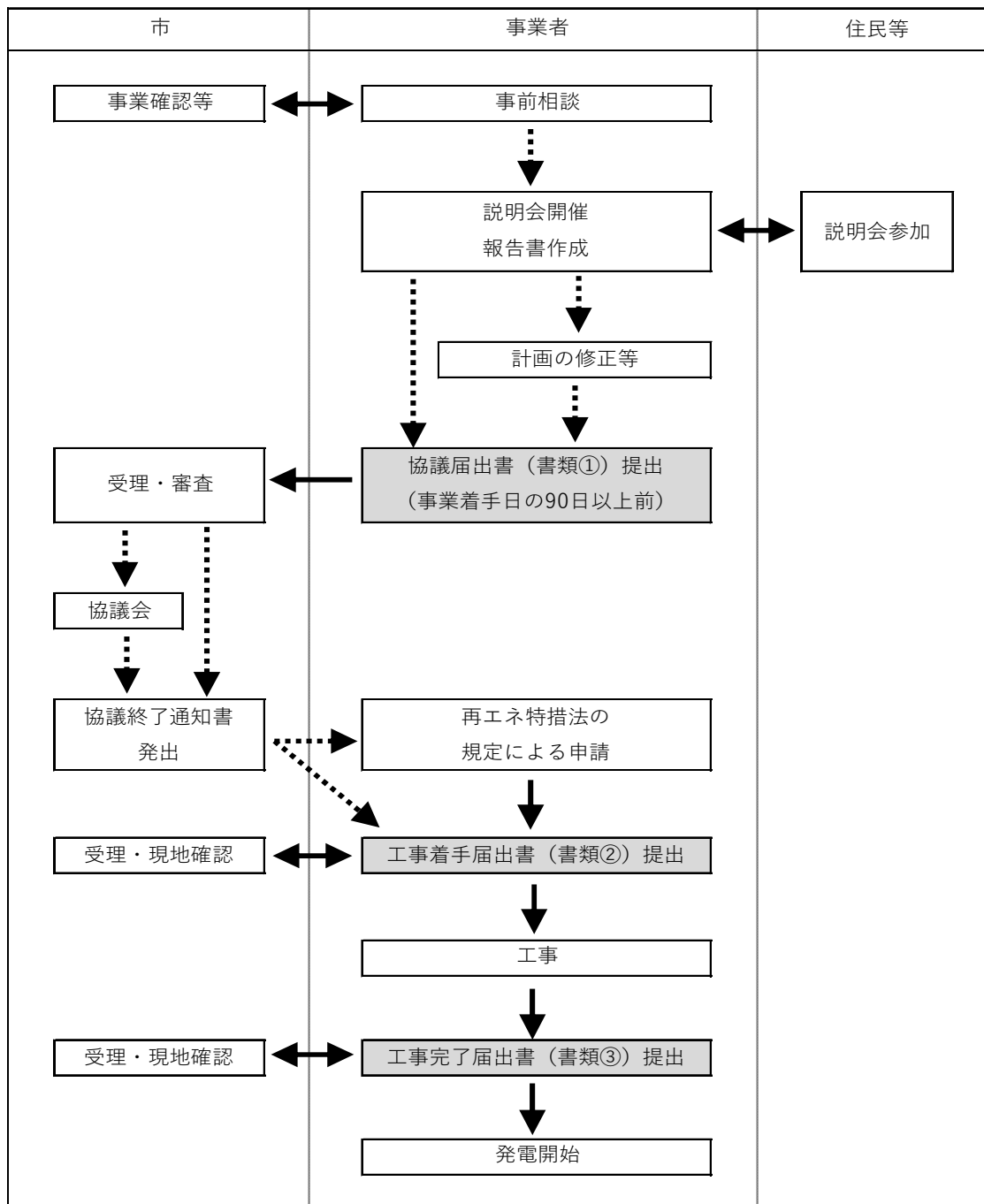
(2) 発電開始までの手続き

事業者は、事業を実施しようとするときは、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催し、住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。(条例第9条)

住民等への説明会終了後、事業に着手しようとする日の90日前までに市に届出を行い、協議しなければなりません。(条例第10条)

なお、必要な書類を全て揃えてから届出を行うこととなりますので、日程に余裕をもって手続きを進めてください。

【手続きの流れ】



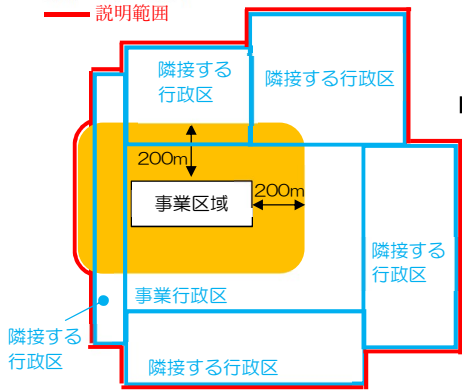
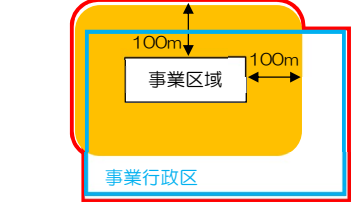
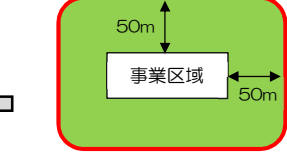
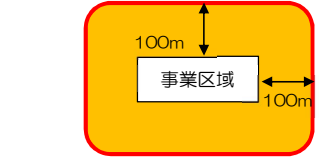
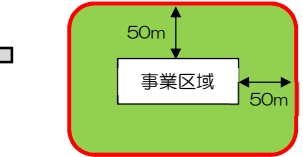
<説明会の対象者及び開催方法について>

事業者は、発電出力に応じた対象者（表1）、その他市長が説明を必要と認めるものに対して、表1の開催方法により説明をお願いします。

その他市長が説明を必要と認めるものは事業により異なりますが、共通する対象者としては、提出書類「事業影響予測図」で影響範囲に含まれている住民等及び地域の代表者（行政区長等に事前説明）に説明をお願いします。

なお、事業者の意向や地域からの求め等により説明範囲をさらに拡大して構いませんので、事業に対する理解が得られるように努めてください。

【発電出力区分による説明対象者及び説明方法（表1）】

発電出力	対象者 及び 範囲		開催方法
	対象者		
10,000 キロワット 以上	事業区域を含む行政区（事業行政区） + 事業行政区と隣接する行政区 + 事業区域の境界から 200m以内 	（出力に応じた以下の範囲に） 居住する者及び所在する法人その他の団体 + （出力に応じた以下の範囲に） 土地若しくは建築物を所有し、 又は使用する者 （土地所有者等一覧で提出）	対象者を 会場に参 集して行 う説明
50 キロワット 以上 10,000 キロワット 未満	事業区域を含む行政区（事業行政区） + 事業区域の境界から 100m以内 	事業区域の境界から 50m以内 	対象者を 会場に参 集して行 う説明
10 キロワット 以上 50 キロワット 未満	事業区域の境界から 100m以内 	事業区域の境界から 50m以内 	(1)対象者 を会場に 参集して 行う説明 (2)個別訪 問による 説明

<説明手続きの流れ（例）>

説明会を開催する場合

説明会前

- ①説明対象となる行政区及びその中の居住者・法人等を確認する
- ②説明対象となる事業区域から 200m（もしくは 100m）以内の居住者・法人等を確認する
- ③説明対象となる土地所有者等を、登記等を用いて確認し、「土地所有者等一覧」を作成する
- ④地域の代表者等に概要資料等を用いて説明し、説明会の開催日時、場所について相談する
※夜間・土日など参集しやすい日時に、集会所など参集しやすい場所で開催するなど、出来る限り多くの対象者が説明会に参加できるような配慮をお願いします。
- ⑤説明対象者へ説明会開催案内と事前に内容が確認できるように概要資料等を配布する

説明会

- ⑥説明会では概要資料等を用いて説明し、住民等からの意見・要望には誠意をもって対応する

説明会后

- ⑦開催後も、住民等（欠席者を含む）から意見等の提出ができるように対応する
- ⑧「説明会報告書」、「参加者名簿」を作成する

戸別訪問（出力 50kW 未満の事業）を行う場合

訪問前

- ①説明対象となる事業区域から 100m以内の居住者・法人等を確認する
- ②説明対象となる土地所有者等を、登記等を用いて確認し、「土地所有者等一覧」を作成する
- ③地域の代表者等に概要資料等を用いて説明を行い、意見・要望には誠意をもって対応する

訪問

- ④訪問では、概要資料等を用いて説明を行い、住民等からの意見・要望には、誠意をもって対応する
※不在の場合は、対面で説明できるように曜日、時間帯を考慮した上で複数回訪問する
※栗原市に隣接する市町村以外に居住、所在されている方など、訪問が困難な場合は、資料送付や電話により説明する

訪問後

- ⑤訪問・説明後も、住民等から意見等の提出ができるように対応する
- ⑥「説明会報告書」、「参加者名簿（①、②の全ての対象者及び説明状況を記載）」を作成する

○概要資料に記載するのが望ましい内容

- ・事業者（事業者名、事務所所在地、業務概要、電話番号、電子メールアドレスなど）
- ・事業概要（場所、規模、工事・発電の期間、周辺への影響、設備等の管理方法など）

【書類①】 ※正副 2 通を提出

再生可能エネルギー発電事業協議届出書【様式第 1 号】
事業計画書【様式第 2 号】
事業区域等状況調書【様式第 3 号】
住民等に対する説明会の内容が分かる書類【様式第 4 号】
・説明会報告書 ・説明会で配布した資料
・参加者名簿 ・土地所有者等一覧
再生可能エネルギー発電事業確約書【様式第 5 号】
法人の登記事項証明書（法人の場合）（法務局が発行したもの）
住民票抄本の写し（個人の場合）
事業場所が分かる書類
・位置図及び現況写真
・公図の写し（事業区域全域（法務局が発行したもの））
土地の登記事項証明書（事業区域全域（法務局が発行したもの））
土地利用計画書（配置図）（縮尺 1 0 0 0 分の 1 以上）
切土・盛土等の造成に係る書類
・土地造成計画平面図（縮尺 1 0 0 0 分の 1 以上）
・土地造成計画縦断図（縮尺縦 1 0 0 分の 1 以上、横 1 0 0 0 分の 1 以上）
・土地造成計画横断図（縮尺 1 0 0 分の 1 から 2 0 0 分の 1 まで）
排水施設に係る書類
・流量計算書 ・排水施設構造図 ・排水に係る放流承諾書
事業影響予測図（事業に伴い周囲への影響範囲の予測図面（騒音・振動・電磁波・反射光等））
※（作成例）事業予定地を中心として、工事、発電等による影響の範囲を円で示したもの
※影響範囲に含まれている住民等は説明対象に追加してください
工事施工方法書（計画書）（作業方法及び工法を示した図書）
工事実施体制表（施主、工事施工者、保守管理者等を示した図書）
他法令等による許認可等を受けている場合はその写し
維持管理計画書
その他市長が必要と認める書類

【書類②】

工事着手届出書【様式第 8 号】
工事工程表
工事実施体制表、維持管理計画書（未提出の場合）
※既存事業者で条例第 1 0 条の規定による協議をせず、資料が未提出の場合

【書類③】

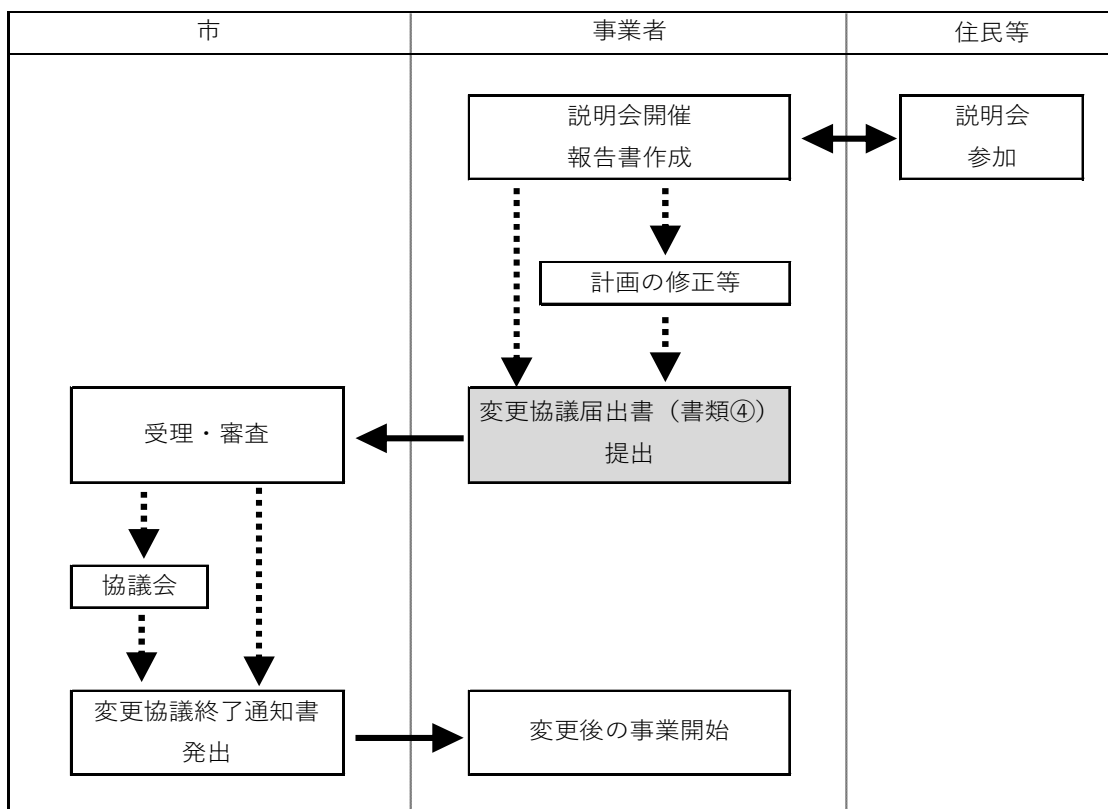
工事完了届出書【様式第 8 号】
工事写真（施工前、施工中、施工後）※施行中の状況が分かるように複数枚の写真を添付

(3) 事業計画変更等の手続き

事業者は、協議をした事項を変更しようとするときは、住民等に対し、事業の内容等の変更に関する説明会を開催しなければなりません。(条例第9条)

その後、速やかにその旨を市長に届け出て、協議しなければなりません。(条例第10条)
 (再生可能エネルギー発電設備の発電出力の縮小、事業区域面積の縮小を除く(規則第4条))

【手続きの流れ】



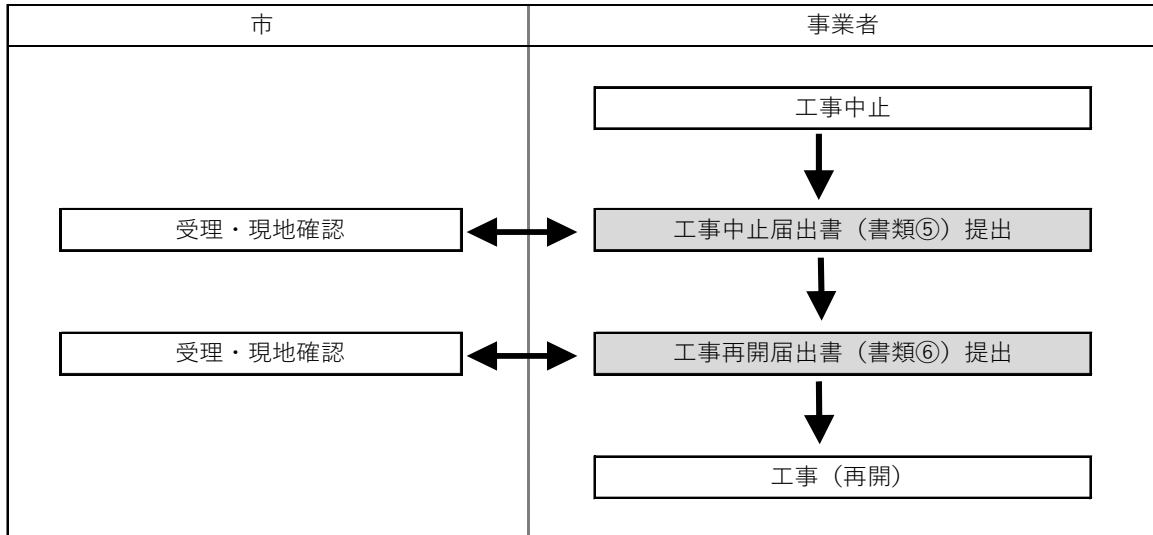
【書類④】 ※正副2通を提出

再生可能エネルギー発電事業変更協議届出書【様式第6号】
協議届出書類のうち、変更に係る書類
住民等に対する説明会の内容が分かる書類
・説明会報告書【様式第4号】
・説明会で配布した資料
・参加者名簿
・土地所有者等一覧

(4) 工事中止・再開の手続き

事業者は、工事を中止し、若しくは中止していた工事を再開するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。(条例第13条)

【手続きの流れ】



【書類⑤】

工事中止届出書【様式第8号】
工事写真(施工前、施工中、施工後)

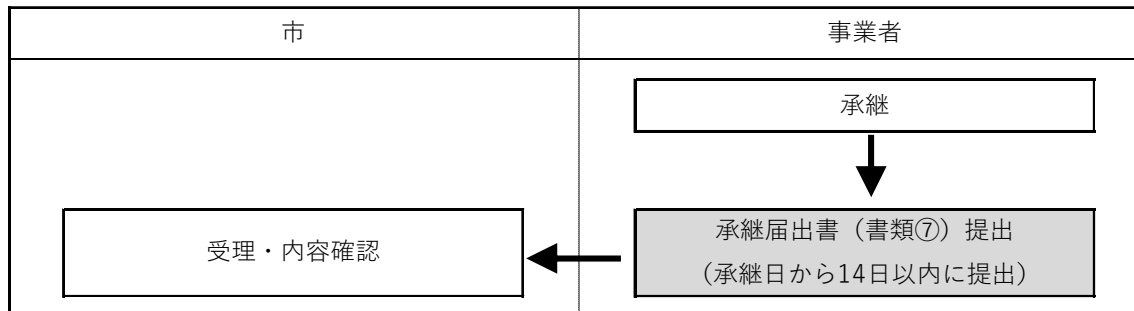
【書類⑥】

工事再開届出書【様式第8号】
工事工程表

(5) 事業承継の手続き

事業者から事業譲渡又は相続、売買、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から起算して14日以内に届け出なければなりません。また、地位を承継した者は、当該承継に係る事業について付された一切の許可条件を遵守しなければなりません。(条例第15条)

【手続きの流れ】



【書類⑦】

承継届出書【様式第9号】
維持管理計画書
法人の登記事項証明書(法人の場合)
住民票抄本の写し(個人の場合)

(6) 発電設備等の適切な維持管理及び報告について

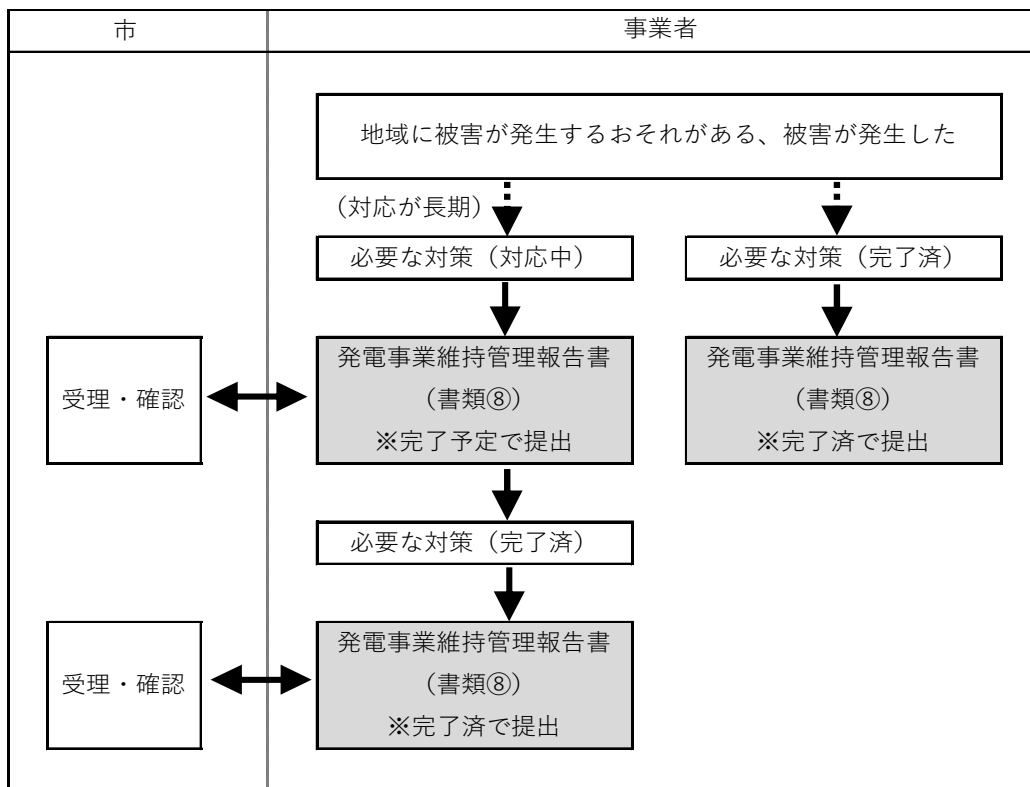
事業者は、保守点検等の計画に基づき適切に管理するとともに、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければなりません。

また、自然災害又は人為災害により、地域に事業を起因とする被害が発生するおそれがあるとき又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告しなければなりません。

講ずる対策によっては、完了まで長期間かかる場合がありますので、その際は対応中の状態で一度報告書を提出し、完了後に再度、報告書を提出します。

なお、市長は、地域の生活環境に事業を起因とする被害を及ぼすおそれがあると認めるときは、維持管理の状況を事業者に対し適宜報告を求めることができます。(条例第16条)

【手続きの流れ】



【書類⑧】

再生可能エネルギー発電事業維持管理報告書【様式第9号の2】

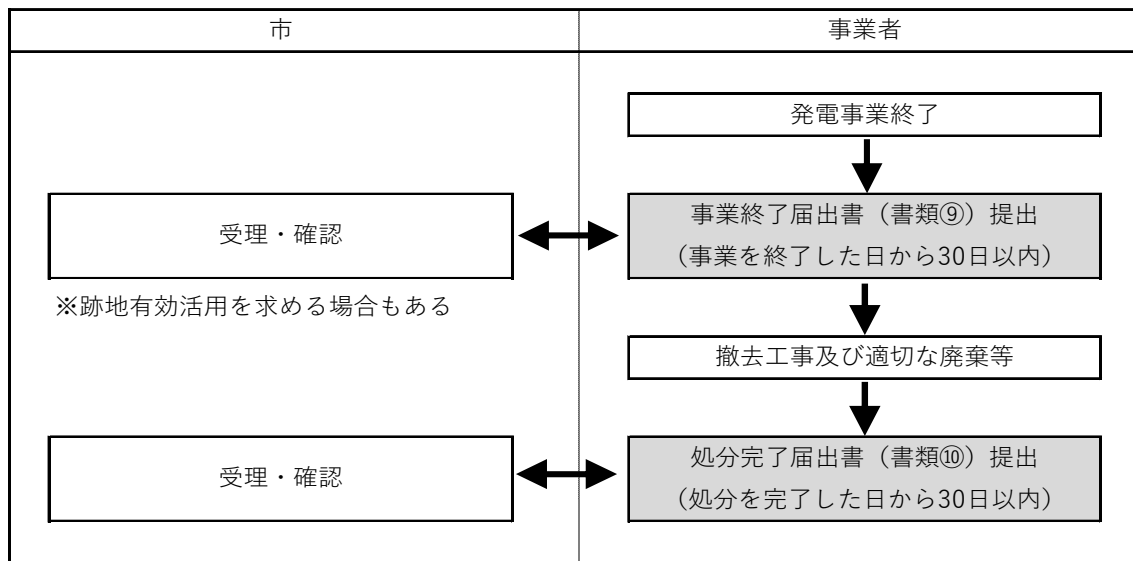
被害状況及び講じた対策の内容が確認できる写真及び資料

(7) 事業終了の手続き

事業者は、事業（発電）を終了したときは、事業を終了した日から起算して30日以内に市長に届け出なければなりません。市長は、その際に当該事業区域の跡地の有効活用を推進するよう求めることができます。

事業終了後には、設置した再生可能エネルギー発電設備等を関係法令に基づき適正に処分（事業区域からの撤去工事及び適切な廃棄等）しなければなりません。また、再生可能エネルギー発電設備等の処分が完了したときは、処分を完了した日から起算して30日以内に市長に届け出なければなりません。（条例第17条）

【手続きの流れ】



【書類⑨】

事業終了届出書【様式第10号】
撤去及び処分計画並びに跡地利用計画（策定している場合）

【書類⑩】

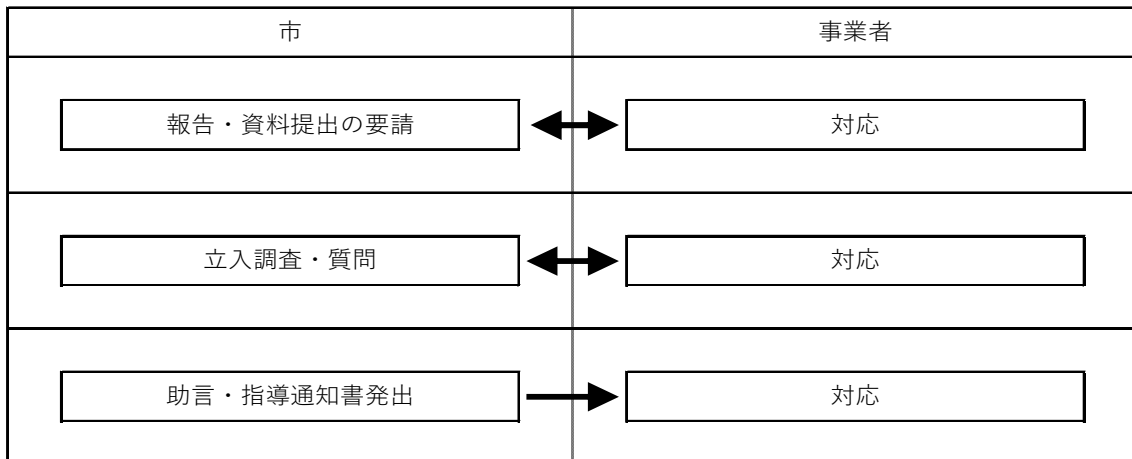
発電設備処分完了届出書【様式第11号】

(8) 報告、立入調査、助言及び指導について

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、並びに市の職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、関係者に質問させることができます。

また、必要があると認めるときは、事業者に対して、助言又は指導を行うことができます。(条例第18条、第19条)

【手続きの流れ】



(9) 勧告及び公表について

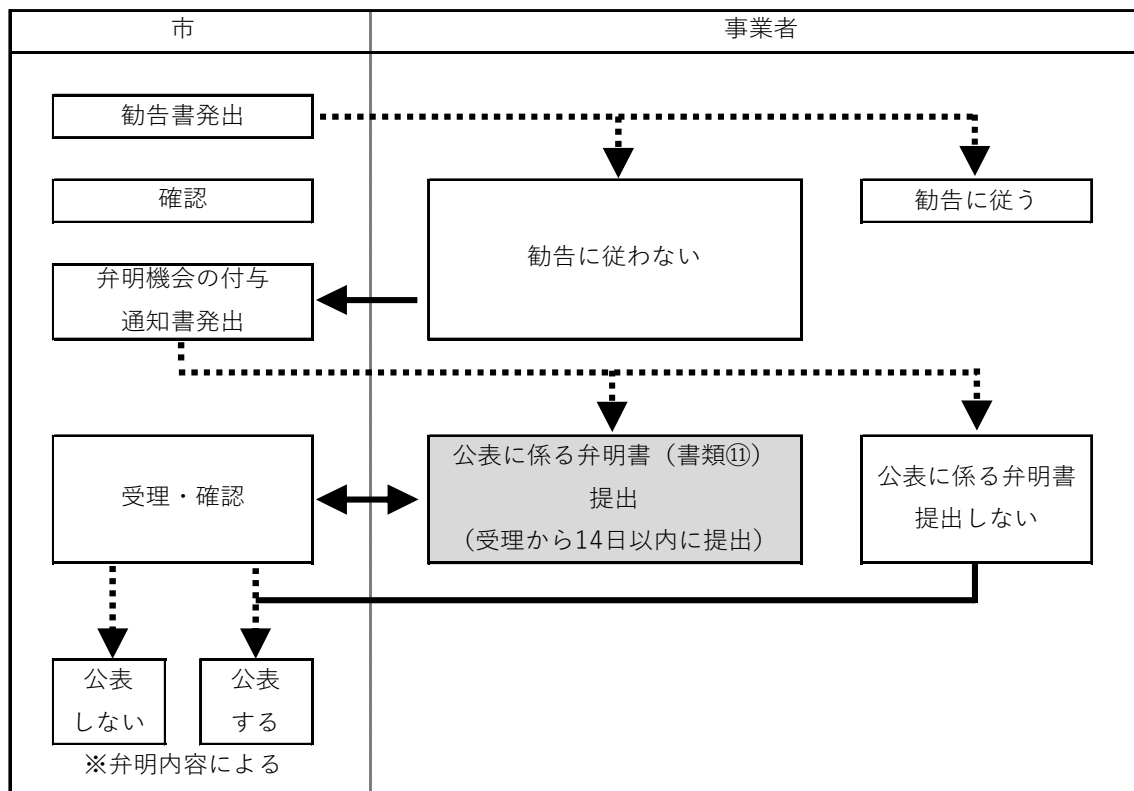
市長は、次の事由が認められる場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

または、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名等を公表することができます。(条例第19条、第20条)

勧告を行う事由

- ・ 事業の実施及び変更にかかる協議を行わないとき、又は協議の内容に虚偽があるとき
- ・ 正当な理由なく協議終了通知を受ける前に事業に着手したとき
- ・ 適切な維持管理及び報告が行われないとき
- ・ 事業終了の届出及び適切な処分が行われないとき
- ・ 市の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- ・ 正当な理由がなく助言又は指導に従わなかったとき

【手続きの流れ】



【書類①】

公表に係る弁明書【様式第16号】

7. 条例の適用について

「栗原市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」は、令和3年6月29日から施行され、条例の規定は、施行日から起算して180日を経過する日（令和3年12月25日）以後に着手する事業について適用されます。

また、条例改正（令和5年7月1日）以後に工事着手する事業については、維持管理等の規定を含む改正後の条例が適用されます。

【手続きの実施時期による条例の規定適用の違い】

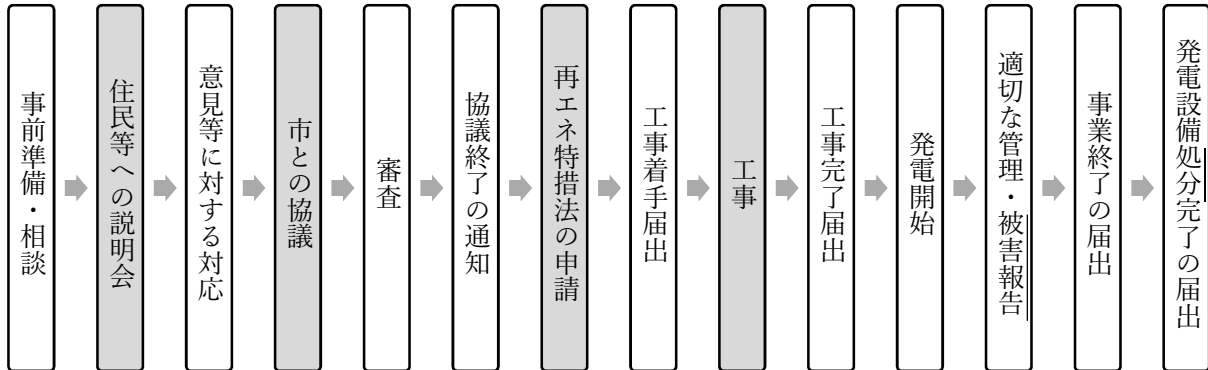
区分	手続きの実施時期のイメージ図			適用される条例
	条例適用開始 R3.12.25	条例改正 R5.7.1		
F I T 事 業	R3.12.24までにFIT申請し、その後R5.6.30までに工事着手した事業	FIT申請	工事着手	条例対象外
	R3.12.24までにFIT申請し、その後R5.7.1以後に工事着手した事業 【既存事業者】	FIT申請	工事着手	改正後の条例が適用 ※ただし、説明会の開催（9条）及び市との協議（10条）については努力義務 ※手続き流れ②
	R3.12.25以後にFIT申請し、その後R5.6.30までに工事着手した事業	FIT申請	工事着手	改正前の条例が適用 ※手続き流れ③
	R3.12.25以後にFIT申請し、その後R5.7.1以後に工事着手した事業	FIT申請	工事着手	改正後の条例が適用 ※手続き流れ①
非 F I T 事 業	R3.12.24までに工事着手した事業	工事着手		条例対象外
	R3.12.25からR5.6.30までの間に工事着手した事業		工事着手	改正前の条例が適用 ※手続き流れ③
	R5.7.1以後に工事着手した事業		工事着手	改正後の条例が適用 ※手続き流れ①

※FIT申請、FIT事業：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請、及び申請する事業（FIP制度も含む）

【手続き流れ ①～③の違い】

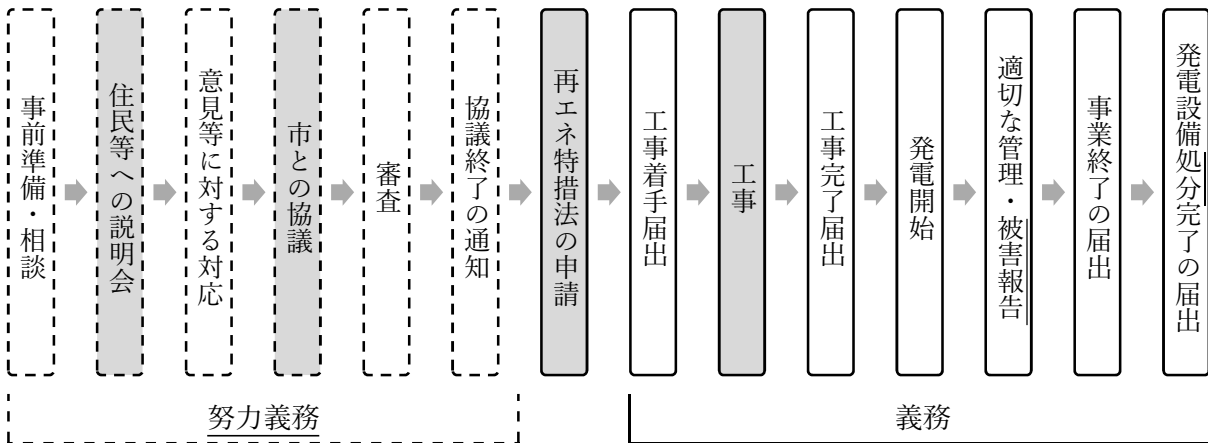
手続き流れ①（改正後の条例が適用）（P9の例と同じ）

被害報告必要、処分時に届出、協議事項の変更協議は軽微なものは不要



手続き流れ②（改正後の条例が適用されるが、一部努力義務）

被害報告必要、処分時に届出、協議事項の変更協議は努力義務



手続き流れ③（改正前の条例が適用）

被害報告規定なし、撤去時に届出、協議事項の変更協議は原則必要

